

民間施設

飲食店等を誰もが利用しやすい施設にするためのバリアフリー等の取組

市民生活局

産業政策課

福祉局

福祉総務課

都市局

住宅・建築室

現状

○建築確認

建築基準法及びバリアフリー法に基づき、新設・改修店舗について、一定のバリアフリー基準を遵守することを義務づけ

○公的助成制度の実施（平成 28 年度から）

店舗がスロープや手すりを設置する場合、点字メニューを作成し、又は筆談ボードを購入する場合などに助成金を出す制度を実施

課題

○小規模店舗や既存の店舗についてはバリアフリー基準の適合義務の対象でないため、整備が進まない。

○案内看板の不足又は分かりにくさなどにより、エレベーターやトイレなど必要な設備の場所が分かりにくい。

○障害当事者と事業者との交流の場が少なく、それぞれの理解が進まない。

必要な取組例

○現状の公的助成制度の拡充

○明石版バリアフリー条例の制定

○障害当事者と事業者が交流できる仕組みづくり